

畜産とくトク情報

平成15年6月12日
(通算第47号)
問い合わせ先
長野県庁畜産課
電話:026-235-7234

飼料の帳簿への記帳づけが義務付けられました

平成15年5月26日に『飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令』の一部を改正する省令が公布され、即日施行されました。

これにより、下記のとおり、畜産農家及び養殖漁家等で使用された飼料について、帳簿に記帳し、保存するよう努めなければならないこととされました。

記

1 省令改正の趣旨

飼料に起因して有害畜水産物が生産され、又はその可能性が生じた場合には、その原因の特定及び当該飼料の流通防止措置を迅速に行うことが必要であり、そのためには、当該飼料の使用実態の把握が不可欠です。

このため、畜産農家、養殖漁家等における飼料の使用後の帳簿の記載を定めたものです。

2 「帳簿への記載事項」等について

「帳簿への記載事項」や「帳簿の保存期間」については、裏面をご覧ください。

なお、帳簿の様式については、特定の様式は定められていません。

農家の皆さんは、省令改正の趣旨を踏まえて、安全な畜産物生産のためにも、必ず帳簿へ記載し、保存しましょう。

御不明な点等がありましたら、最寄りの地方事務所農政課又は県庁畜産課草地飼料係へ御相談ください。

(草地飼料係)

1 帳簿の記載について

記 載 事 項	記載にあたっての留意事項
ア 飼料を使用した年月日 イ 飼料を使用した場所 ウ 飼料を使用した家畜等の種類 エ 飼料の名称 オ 飼料の使用量	「飼料を使用した場所」について ・使用した飼料ごとに当該飼料を使用した家畜等が特定できるように、畜舎、群、房、生簀、池等可能な限り、具体的に記載すること。 ・複数の場所で同一の種類の家畜等に対して、同一の飼料を使用している場合は、 <u>左記のイからオまでの記載事項</u> については、まとめて記載して差し支えありません。
カ 飼料を譲り受けた年月日並びに相手方の氏名及び名称（購入日・購入先）	「飼料を譲り受けた年月日及び相手方の氏名及び名称」について ・自給飼料の場合は、その旨を記載すること。 ・当該事項が明記された購入伝票等を帳簿に添付して保存しても差し支えありません。
	「一度に使い切り、使用後に保存しない飼料(試供品等)について」 ・使用後に保存する場合と同様の事項を記載してください。

2 帳簿の保存期間について

保 存 期 間	
(畜産動物) 牛 8年間 豚 2年間 採卵鶏 5年間 ブロイラー 2年間 その他の家畜 適切な期間	(養殖水産動物) あ ゆ 2年間 うなぎ、ぎんざけ 3年間 その他 4年間
畜水産物になるまでの期間等又は飼育期間等を考慮し、 <u>上記の期間保存してください。</u>	